

司法書士会とその会員——群馬司法書士会事件最高 裁判決（最高裁平成14年4月25日第一小法廷判決）

南野， 森

<https://hdl.handle.net/2324/25605>

出版情報：法学教室. 270, pp.5-, 2003-02. 有斐閣
バージョン：
権利関係：

◆憲法3

司法書士会とその会員

——群馬司法書士会事件最高裁判決

最高裁平成14(2002)年4月25日第一小法廷判決
判時1785号31頁

九州大学助教授 南野 森

論 点

司法書士会の寄付行為とそれに同意しない会員の関係。

〔参照条文〕 司書(2002年改正前のもの)14条、民43条、憲19条

事件の概要 群馬司法書士会Yは、大震災により被災した兵庫県司法書士会の復興支援のため3000万円を寄付すること、そのために会員から特別負担金を徴収すること等を臨時総会で決議した。Yの会員であるXらは、同寄付行為はYの目的外の行為であるから同決議は無効であるとして、それに基づく負担金支払義務の不存在の確認を請求した。前橋地判1996・12・3判時1625号80頁は、司法書士会が強制加入団体である以上、会員には多様な思想・信条等を有する者が存在するから、多数決により決定される会の活動に対応する会員の協力義務には限界があるとしたうえで、復興支援という各人が良心に基づき自主的に決定すべき事柄につき多数決で決定し会員に協力を義務づけることは、司法書士法の予定していないところであるから同決議は無効であると判断し、Xの請求を認容した。東京高判1999・3・10判時1677号22頁は、強制加入団体という性格上会員の協力義務には限界があるとはいえ、その限界については、活動の内容、性質、求められる協力の内容、程度、態様等を比較考量して決すべきであるとして、復興支援のために寄付をすること自体は会の権利能力の範囲を超えるとは言えず、会員の金員負担も、それが一定の政治的・宗教的立場や信条の表明に直結するとは言えないから、会員の思想・信条の自由に対する制約の程度は軽微であり同自由を根本的に否定するほどのものではないとして、原審を破棄し、Xの請求を棄却した。Xが上告した。

判旨 上告棄却(深澤裁判官、横尾裁判官の各反対意見がある)。

(1)「司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものであるが(司法書士法14条2項)、その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に含まれる」。「兵庫県司法書士会に本件拠出金を寄付することは、Yの権利能力の範囲内にある」。

(2) Yが「強制加入団体であること(同法19条)を考慮しても、本件負担金の徴収は、会員の政治的又は宗教的立場や思想信条の自由を害するものではなく、また、本件負担金の額も、……会員に社会通

念上過大な負担を課するものではないのであるから、本件負担金の徴収について、公序良俗に反するなど会員の協力義務を否定すべき特段の事情があるとは認められない。」

解説 これまで最高裁は、法人の社会的寄付に関し、株式会社について、「目的の範囲」を極めて広範に解し、「災害救援資金の寄附、地域社会への財産上の奉仕、各種福祉事業への資金面での協力など」の行為がその権利能力の範囲内にあるとし(八幡製鉄事件=最大判1970・6・24民集24巻6号625頁)、労働組合について、水俣病患者救済のような活動を行うことは、「今日における組合の社会的役割に照らしてもとより是認されるべきであり、……間接ではあっても、組合の目的遂行のために必要なものとして、その費用徴収の決定は組合員を拘束する」としていた(国労四国地本事件=最判1975・12・1判時798号14頁)。強制加入団体たる公益法人の救援金寄付行為について初めての判断を示したのが本件である。

強制加入団体たる公益法人については、税理士会の政治献金を目的の範囲外とした判決(南九州税理士会事件=最判1996・3・19民集50巻3号615頁)があり、その後1年を経ずに出された本件地判は、その大部分において、同最判の「税理士会」を「司法書士会」に置換しただけのものであった。税理士会も司法書士会もともに強制加入団体であるという点に依拠し、政治献金と救援金寄付との差異の有無には拘泥していない。これに対して本件高判は、上にみた株式会社、労働組合の寄付行為に関する最判に沿った論旨を展開しつつも、司法書士会が強制加入団体であることから、「司法書士会の活動として目的の範囲内でないとはいえないとしても、そのことから直ちに会員の協力義務を無条件で肯定することができない場合もあり得る」として、その限界については比較考量により決すべきとした。

本件最判は、高判同様にXの請求を棄却したが、高判の理由付けとは重要な点で相違している。まず、司法書士会の活動範囲として、高判が「その目的を遂行する上で直接又は間接に必要な範囲で、……司法書士業務の改善進歩のために会員に対する研修を行い、関係団体や関係組織に働きかけ、他の司法書士会との間で業務その他について提携、協力、援助等をするのもその活動範囲に含まれる」と広く理解していたのに対し、最判は、上記傍点部分を省いている。最判は、関係団体・組織への働きかけという不明確な定式を削り、限定的に、ある司法書士会が他の司法書士会に対して援助等を行うことをその活動範囲として認めたにとどまるものである。もう一つは、負担金の徴収につき、高判が「思想・信条等の自由を根本的に否定するほどのものではない」と述べたのに対し、最判は「思想信条の自由を害するものではない」と、その根拠を詳説することなく断定した点である。根本的否定でさえなければ公序良俗に反しないとする高判と、そもそも侵害にあたらないとする最判とでは、その結論には実質的な差がないものの、それぞれが前提とするはずの、基本的人権(およびその司法救済のあり方)の捉え方には重要な違いが存するものと言える。

〔参考文献〕 山田創一・法セ571号75頁(2002年)、田高寛貴・法セ577号116頁(2003年)、岡田信弘・法セ269号48頁(2003年)など。

(みなみの・しげる)